

副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Buddha Singh

被 告 国ほか1名

準 備 書 面 (8)

令和3年12月3日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告国指定代理人

山 本

剛

佐 伯

剛

被告国は、本準備書面において、令和3年9月24日付け原告第11準備書面（修正版）（以下「原告第11準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 原告第11準備書面第3の4における原告の主張に対する反論

1 原告の主張

原告の原告第11準備書面第3の4（9及び10ページ）における主張において、要旨、①検取事務官は、被疑者に対する戒具の使用状況や健康状態について把握すべき調査義務ないし注意義務を負う、②検取事務官が前記①の義務を履行すれば、亡アルジュンについて、脱水症状（少なくとも脱水症状が疑われる）状況にあったことが把握でき、かつ、標準手錠を解錠することにより血栓症等による死亡結果を惹起する可能性が予見できた、③それにもかかわらず、本件検取事務官が漫然と標準手錠の解錠を指示したことが、国賠法上違法であると主張するようである。

2 被告国の反論

(1) 原告のいう調査義務ないし注意義務が、いかなる法的根拠に基づいて導かれるかは定かではないが（被告国準備書面(5)で述べたとおり、弁解録取手続開始時に、警察官に手錠の解錠を告げる際に、手錠解除に伴う被疑者の体調悪化に係る注意事項等を定めた規則等も見当たらなかったところである。）、この点をおいても、被告国準備書面(1)第3（5及び6ページ）に述べた本件における前提事実に照らし（かかる前提事実は、中村達郎警部補が述べる状況とも基本的に合致する（丙.29・9ページ。））、原告のいうところの調査義務ないし注意義務が、当該検取事務官に生じるとは解されない。

(2) 原告の主張は、原告のいう調査義務を果たせば、標準手錠の解錠に伴って、亡アルジュンが血栓症により死亡することについて、予見可能性があることを所与の前提とするようであるが、検取事務官において原告のいう調査義務

を果たしたところで、亡アルジュンの死の結果を予見することはおよそ困難である。

すなわち、そもそも亡アルジュンが血栓症により死亡したことについて立証されていないし、仮に死因について原告の主張を前提とするとしても、相被東京都の職員の亡アルジュンに対する標準手錠の使用状況は、丙第7号証及び丙第8号証のとおりであるところ、標準手錠の解除によって、血栓症による死亡結果が生じたとは考え難く、原告の主張は前提において理由がない。

そして、それらの点において、亡アルジュンの死亡の機序に係る原告らの主張を前提としても、亡アルジュンの弁解録取手続を担当した検取事務官において、標準手錠の解錠によって亡アルジュンが血栓症により死亡することを予見することはおよそ不可能である。

このことは、原告自身、現に亡アルジュンが標準手錠の解除からまもなく死亡したという結果を前提としながら、これまで亡アルジュンの死亡の機序について異なる主張をしており、甲第30号証の意見書が作成されて初めて、亡アルジュンが標準手錠の解除を原因の一つとして血栓症によって死亡したと主張するに至っていることからも明らかである。

したがって、原告の主張は、前提を欠くものである。

(3) 以上より、検取事務官の対応に国賠法上の違法は認められない。

第2 結語

以上に述べたとおり、検取事務官の対応に国賠法上の違法が認められないことに加え、標準手錠の解錠によって亡アルジュンが死亡したこと、すなわち因果関係についておよそ立証されていないことからすれば、原告の被告国に対する請求に理由がないことは明らかであって、速やかに棄却されるべきである。

以上